

# 4. 有床診療所の現状と課題

# 有床診療所の現状と課題について

○有床診療所は、医療法上、19人以下の患者を入院させるための施設(診療所)であり病床を有するが、地域の医療ニーズに合致した医療を提供している場合、基準病床の特例として扱われる。

○施設数は約7600施設、病床数は約10万床であり、20年前と比較して半分以下に減少している。

○標榜診療科別にみると、内科が約4割、次いで外科、産婦人科、リハビリテーション科、整形外科、小児科・小児外科となっている。

○地域で果たしている役割については、「専門医療」51%、「緊急時対応」46%、「在宅・介護施設への受け渡し」37%となっており、主に専門医療を担う診療科(産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科)と主に地域医療を担う診療科(内科、外科)、双方の機能を持つ診療科(整形外科)に大別される。

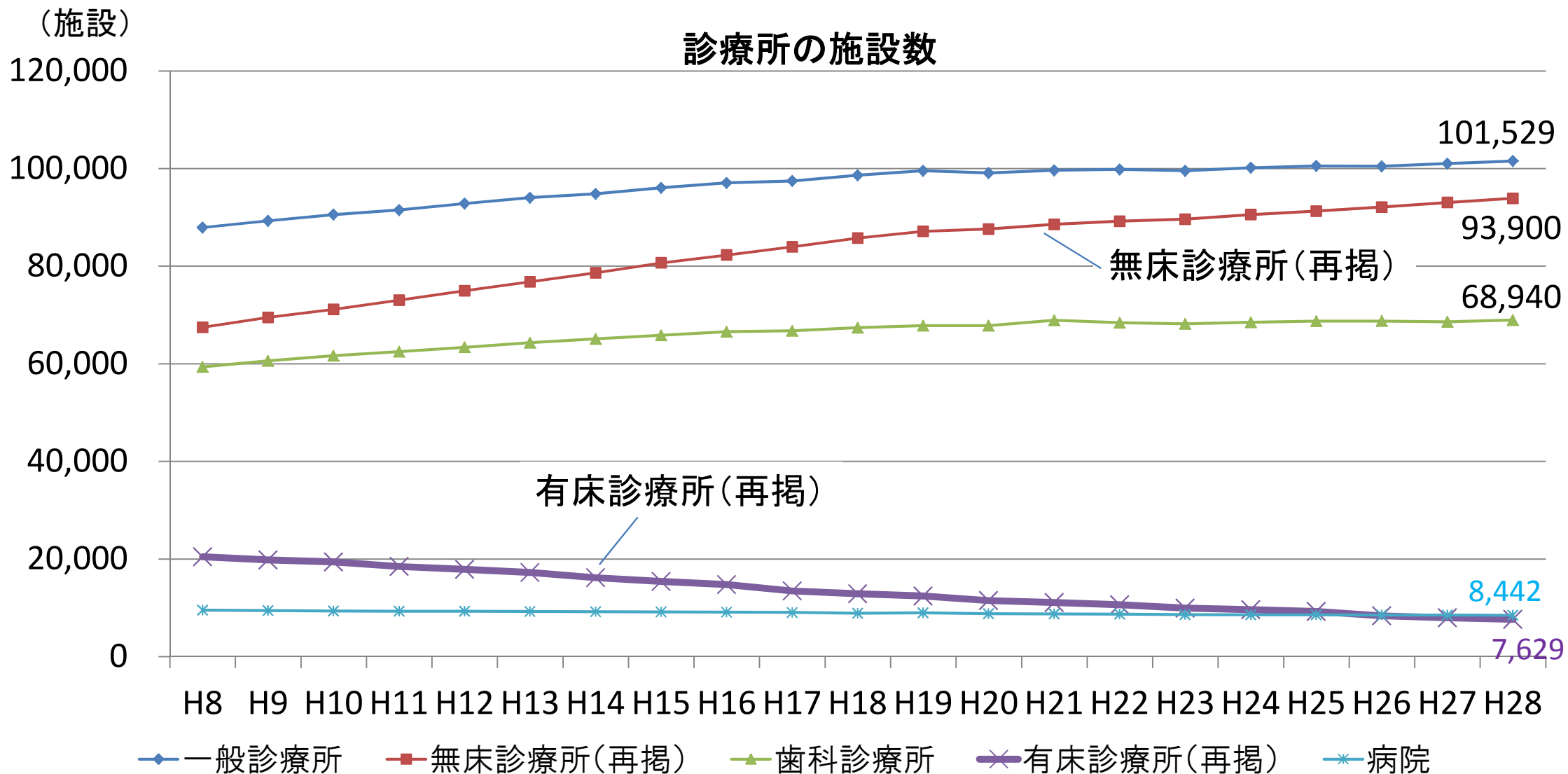
○主に専門医療を担う診療科では、入院基本料の算定回数ベースで8割以上が「14日以内」であったが、主に地域医療を担う診療科では、入院基本料の算定回数ベースで半数以上が「15日以上30日以内」又は「31日以上」であり、約6割が75歳以上の患者であった。

➤ 産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科など専門領域に特化した医療を提供する有床診療所については、そうした専門医療ニーズがある地域において、少ない人員体制で専門医療を効率的に提供可能な形態の一つとして今後も期待される。

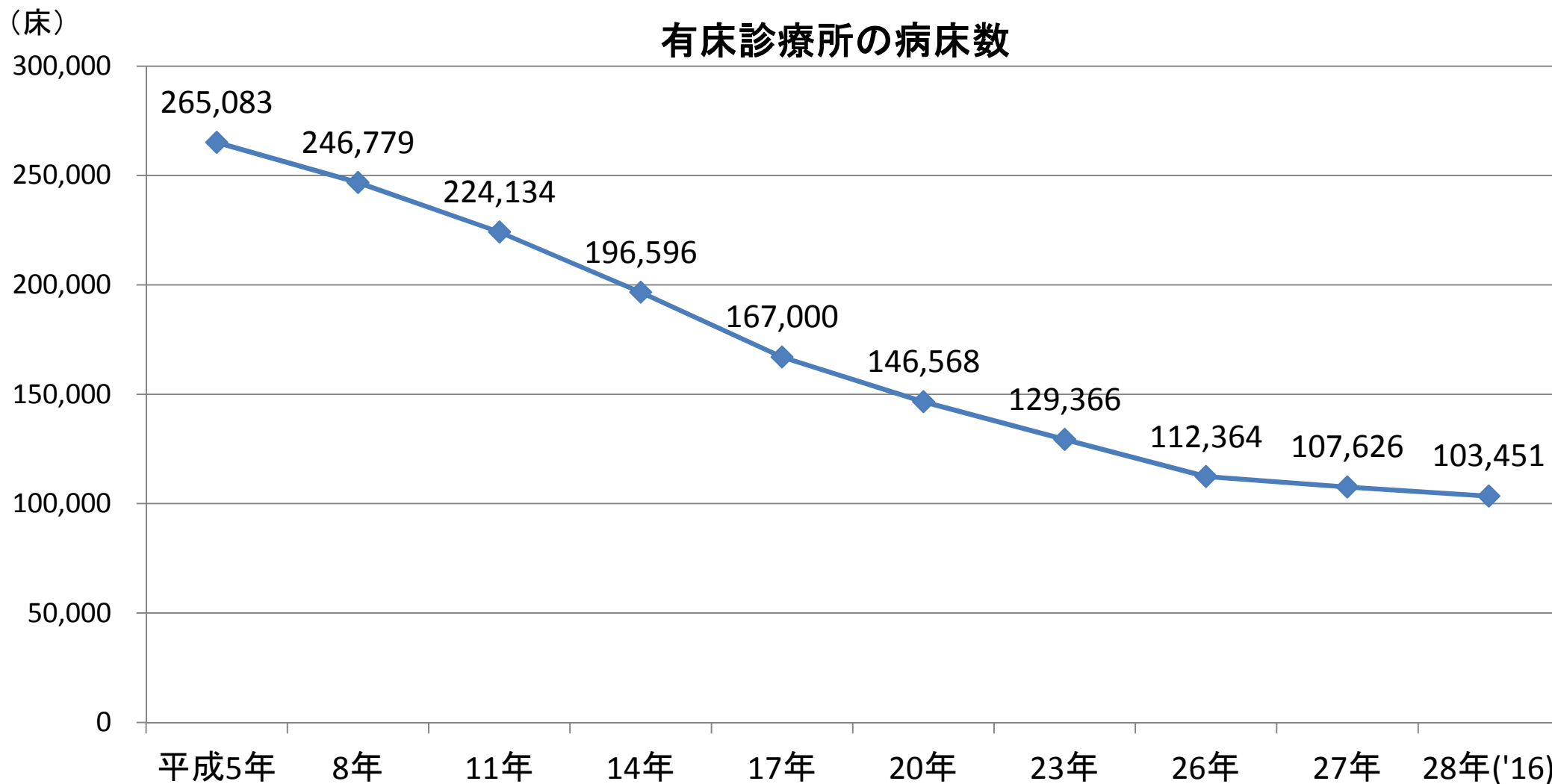
➤ 一方、地域医療を担う診療所については、周辺に病院や介護施設が存在しない医療・介護資源が乏しい地域での役割は引き続き重要であるが、近い将来、医療ニーズが減少することを踏まえると、医療から医療・介護の併用モデルへの転換も選択肢として考えられるのではないか。



○ 施設数の年次推移をみると、近年、有床診療所は減少傾向、無床診療所は増加傾向にある。



- 有床診療所の病床数は減少傾向にあり、平成11年と平成28年を比較すると、半分以下に減少している。

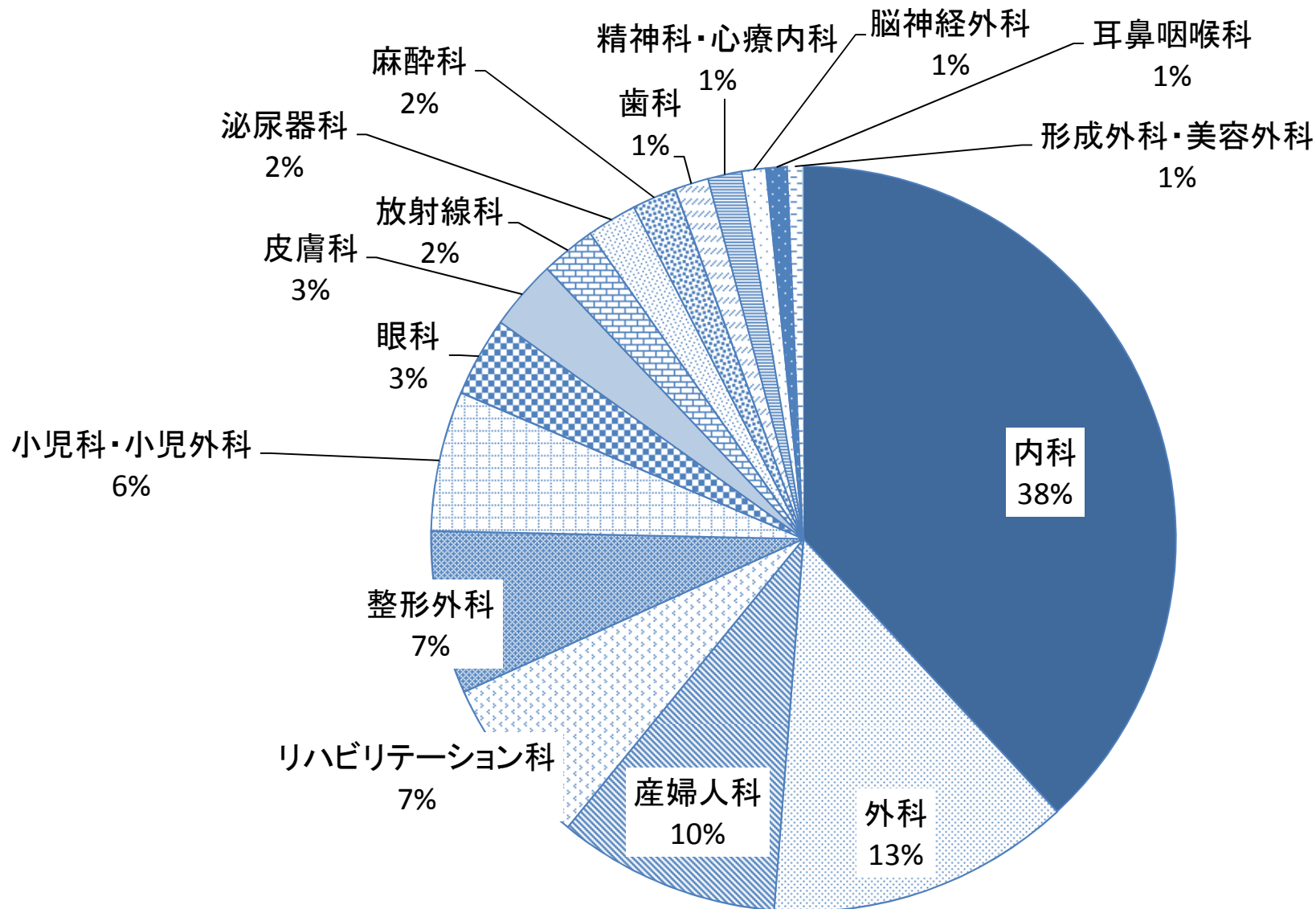


# 主たる診療科別の有床診療所の施設数の割合

診調組 入-1  
29.8.4

## 参考

○ 主たる診療科別に有床診療所の施設数の割合をみると、内科が約3分の1を占めており、次いで、外科、産婦人科の順に多い。



# 有床診療所が地域で果たしている役割①

参考

(平成27年度病床機能報告データより作成)

- 有床診療所の病床機能報告では、その有床診療所の地域での役割を、次の項目から選択させている。
    1. 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能
    2. 専門医療を担って病院の役割を補完する機能
    3. 緊急時に対応する機能
    4. 在宅医療の拠点としての機能
    5. 終末期医療を担う機能
    6. いずれの機能にも該当しない
    7. 休棟中
- (最大で5項目まで選択可)

	計	
	数	割合
在宅・介護施設への受け渡し	2,338	37%
専門医療	3,222	51%
緊急時対応	2,902	46%
在宅医療の拠点	1,603	25%
終末期医療	1,631	26%
いずれの機能にも該当しない	768	12%
休棟中	658	10%

注 データの集計条件は以下の通り（以降の頁で同様）。

平成27年度・病床機能報告のデータを集計。

平成27年度調査の報告対象の有床診療所は7,168施設であり、このうち平成28年3月31日までに6,627施設（92.5%）から報告がなされた。データクリーニングを行い、最終的に6,332施設（88.3%）を集計対象とした。

## 有床診療所が地域で果たしている役割②（診療科別）

診調組 入-1  
29.9.6改

- 有床診療所の役割は、
- ・ 主とする診療科が内科、外科の場合は、「在宅医療の拠点」「在宅・介護施設への受け渡し」「終末期医療」の割合が多く、
  - ・ 主とする診療科が産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の場合は、「専門医療」の割合が多く、
  - ・ 主とする診療科が整形外科の場合は、「専門医療」「在宅・介護施設への受け渡し」の割合が多かった。

	内科		外科		産婦人科		整形外科		眼科		耳鼻咽喉科		その他※	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	922	100%	128	100%	1,165	100%	377	100%	591	100%	72	100%	3,077	100%
専門医療	200	22%	40	31%	732	63%	250	66%	402	68%	44	61%	1,554	51%
緊急時対応	405	44%	71	55%	533	46%	208	55%	133	23%	16	22%	1,536	50%
在宅医療の拠点	433	47%	55	43%	11	1%	77	20%	13	2%	4	6%	1,010	33%
在宅・介護施設への受け渡し	547	59%	80	63%	35	3%	210	56%	20	3%	4	6%	1,442	47%
終末期医療	468	51%	64	50%	8	1%	40	11%	3	1%	0	0%	1,048	34%
何れの機能にも該当しない	82	9%	9	7%	228	20%	13	3%	120	20%	6	8%	310	10%
休棟中	144	16%	23	18%	58	5%	52	14%	40	7%	12	17%	329	11%

※その他：複数診療科を選択したものを含む

出典：平成27年度病床機能報告

平成27年度調査の報告対象の有床診療所は7,168施設であり、このうち平成28年3月31日までに6,627施設(92.5%)から報告がなされた。データクリーニングを行い、最終的に6,332施設(88.3%)を集計対象として分析

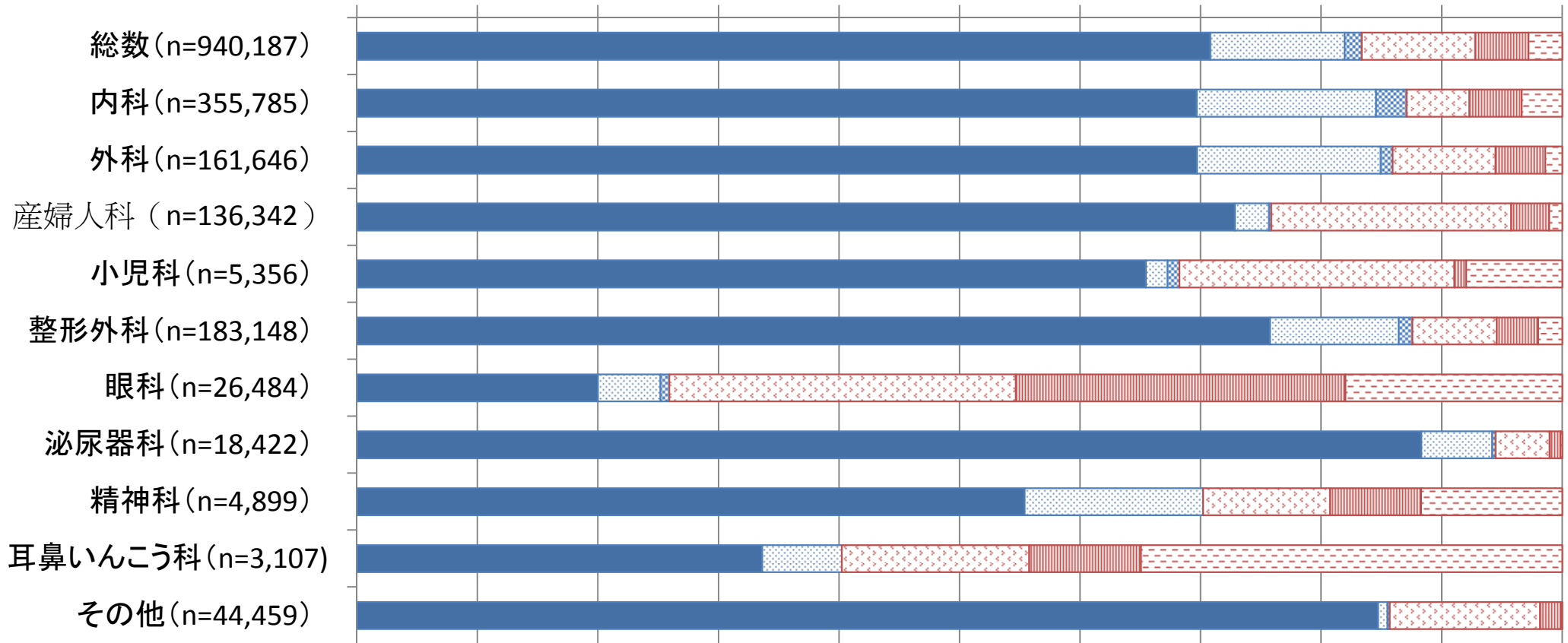


# 診療科別の有床診療所入院基本料の算定状況①

診調組 入-1  
29.8.4

○ 地域包括ケアに関連する要件等を評価した入院基本料1～3の算定回数の割合は診療科別に差があり、耳鼻科・眼科で低く、内科・整形外科・泌尿器科で高い。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 入院基本料1 ■ 入院基本料2 ■ 入院基本料3 ■ 入院基本料4 ■ 入院基本料5 ■ 入院基本料6

注) 算定回数ベース。算定回数1,000回未満の診療科は除外。



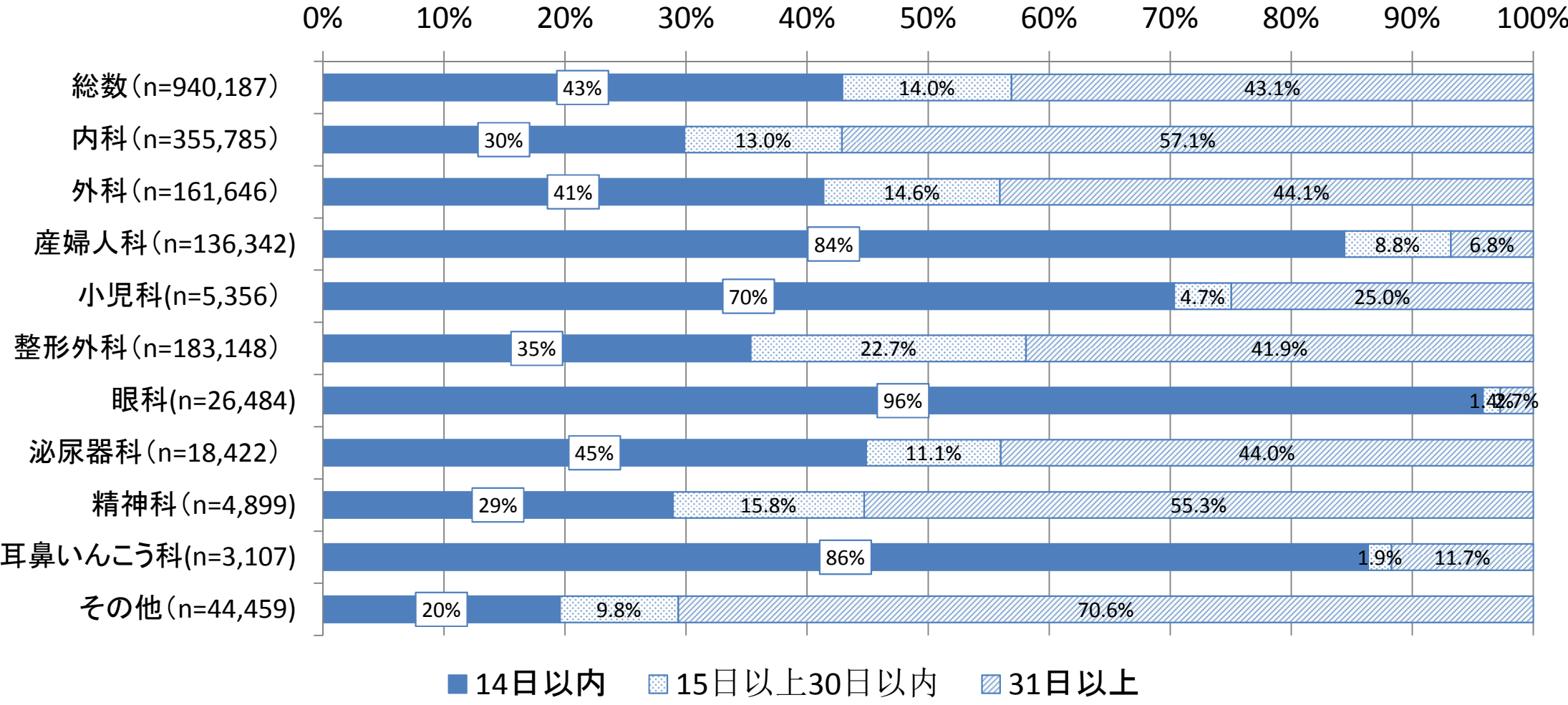
○ 有床診療所入院基本料の区分1～3の届け出にあたっては、在宅療養中の患者への支援等の実績等に関する要件(次頁)を満たす必要がある。

区分	点数			看護職員の配置		夜間の看護要員	届出	
	～14日	15～30日	31日～				施設数(上段)	病床数(下段)
1	861点	669点	567点	7以上	看護師1以上配置が望ましい	1以上	2,615	42,315
2	770点	578点	521点	4以上7未満			604	7,746
3	568点	530点	500点	1以上4未満			140	1,140
4	775点	602点	510点	7以上	看護師1以上配置が望ましい		673	9,484
5	693点	520点	469点	4以上7未満			662	7,316
6	511点	477点	450点	1以上4未満			1,124	9,377

- 有床診療所入院基本料1～3の施設基準においては、在宅療養中の患者への支援や専門医療等の実績等に関する以下の要件のうち、いずれか2つを満たすこととされている。

在宅療養中の患者への支援に関する実績	専門医療等の実施に関する実績	急性期病院からの患者の受け入れに関する実績	医療機関の体制、その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。</li> <li>過去1年間の急変時の入院件数が6件以上であること</li> <li>過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績を2件以上有していること。</li> <li>過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導又は短期入所療養介護等を実施した実績があること、又は指定居宅介護支援事業所であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去1年間の手術の際の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔の患者数が30件以上であること(分娩を除く)。</li> <li>過去1年間の分娩件数(帝王切開を含む)が30件以上であること。</li> <li>過去1年間に乳幼児加算・幼児加算、超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算又は小児療養環境特別加算を算定したことがあること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去1年間の新規入院患者のうち、他の保険医療機関の一般病床からの受入が1割以上であること。</li> </ul>	<p>(緊急時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間看護配置加算1または2を届け出ていること。</li> <li>時間外対応加算1を届け出ていること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源の少ない地域に属する有床診療所であること。</li> </ul>

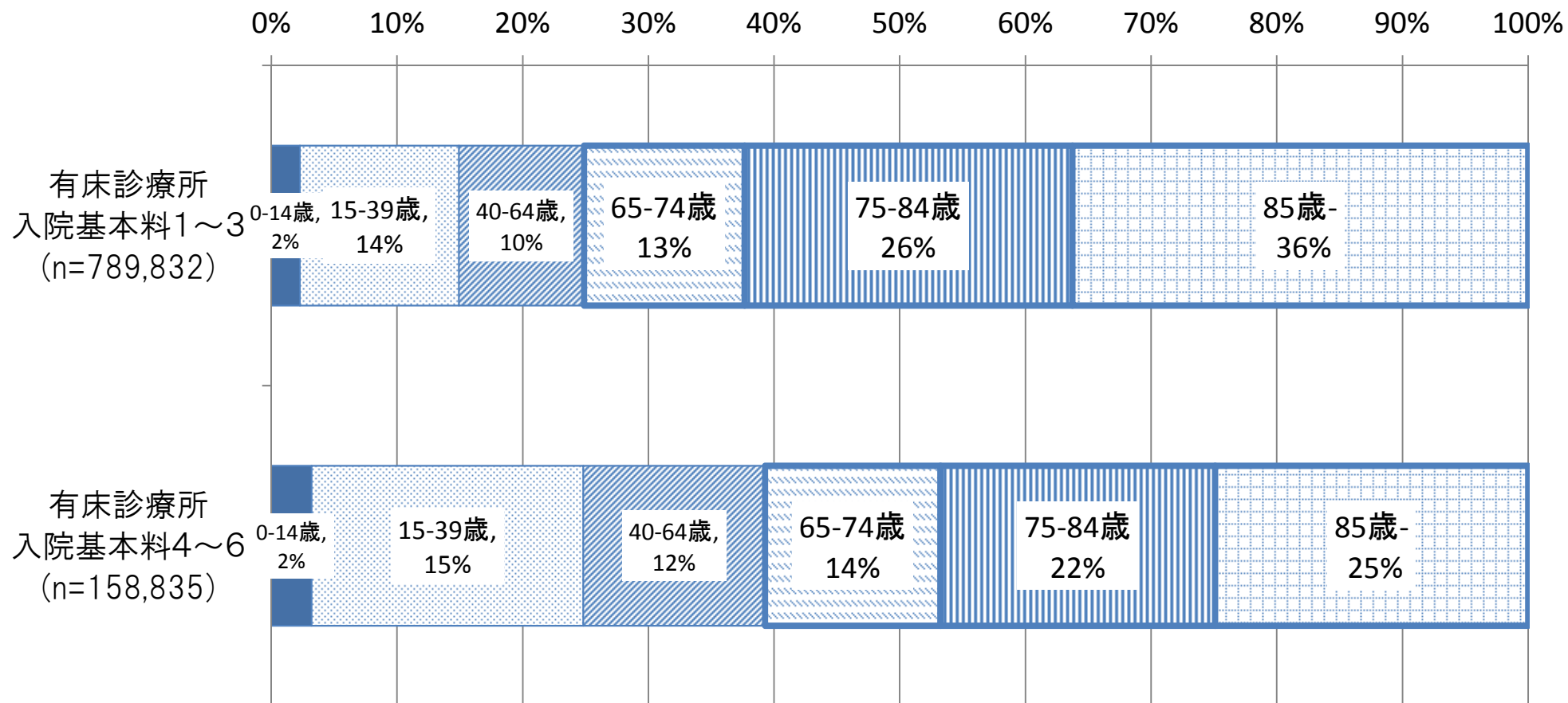
○ 眼科、耳鼻いんこう科では、90%前後が「14日以内」の入院基本料の算定である一方、精神科、内科では、60%前後が「31日以上」の入院基本料を算定していた。



注) 算定回数ベース。算定回数1,000回未満の診療科は除外。

出典: 社会医療診療行為別統計平成28年6月審査分)

- 年齢階級別に有床診療所入院基本料の算定回数の分布をみると、地域包括ケアに関連する要件を評価した入院基本料1～3は、65才以上の患者の算定が約75%を占め、入院基本料4～6に比べて多かった。



# 有床診療所の病床設置に関する特例

参考

## 現 行(平成29年度まで)

- ①～③の診療所については、許可の代わりに都道府県知事への届出で一般病床の設置が可能
  - ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
  - ② へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
  - ③ ①、②のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所

## 改正内容(平成30年度から)

地域包括ケアシステムを推進する上で、有床診療所の役割がより一層期待されるため、平成30年4月1日から、病床設置が届出により可能になる診療所の範囲等を見直すとともに、届出による病床設置の際の医療計画への記載を不要とすることとする。

- ① 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために以下の機能を有し、必要な診療所として認めるもの。
  - ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)
  - イ 急変時の入院患者の受け入れ機能(年間6件以上)
  - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
  - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)
  - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
  - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)
  - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- ② 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるもの。
- ③ ①又は②の診療所については、一般病床に加え、療養病床の場合であっても、届出による設置又は増床を可能とする。



## 参 考

### ○医療法(昭和23年法律第205号) 抜粋

#### 第7条 (略)

3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

第30条の7 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

2 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものの開設者及び管理者は、前項の必要な協力をするに際しては、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

ニ 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

### ○医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号) 抜粋

#### 第1条の14 (略)

7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第5号に掲げる場合にあっては、同号に規定する医療の提供を行う期間(6月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。

一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。